

○印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する規則

令和2年6月1日
規則第8号

改正 令和4年3月23日 規則第2号 令和6年3月29日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和2年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第7条第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の種別)

第2条 パートタイム会計年度任用職員の種別は、条例別表に定めるものとする。

(割増報酬の支給対象勤務)

第3条 条例第2条第3項に定める管理者が規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 1日につき7時間45分
- (2) 1日週間につき38時間45分（前号に掲げる時間を超えて勤務した時間を除く。）

(報酬の額の計算方法)

第4条 条例第2条第4項に規定する報酬の額の計算方法は、次の各号に掲げ

る報酬の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日額 条例第2条第1項の規定により定められた日額（以下「日額」という。）に、月の初日からその月の末日までの期間における勤務日数（一の勤務が午前0時を超えることにより連続する2日となるときの勤務日数は、1日とする。）並びに印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第6号（以下「勤務時間等規則」という。））第13条に規定する年次有給休暇及び勤務時間等規則第16条第1項各号に規定する特別休暇の期間その他勤務しないことについて特に管理者の承認があった期間（以下「年次有給休暇及び有給の特別休暇等の期間」という。）の日数の合計を乗じて得た額。ただし、条例第3条第2項の規定に基づき報酬を支給しない時間があるときは、日額を当該パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間（勤務時間等規則第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1日当たりの勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た額（次項において「時間相当額」という。）に当該時間の合計を乗じて得た額を控除した額とする。
 - (2) 時間額 条例第2条第1項の規定により定められた時間額（以下「時間額」という。）に、月の初日からその月の末日までの期間において勤務した時間及び年次有給休暇及び有給の特別休暇等の期間の時間の合計を乗じて得た額。
- 2 条例第2条第4項に規定する割増報酬の額の計算方法は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 前条第1号に掲げる時間を超えて勤務した時間 時間額（日額の場合は、時間相当額。次号及び第3号において同じ。）に100分の25（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の50）を乗じて得た

額に当該時間の合計を乗じて得た額

(2) 前条第2号に掲げる時間を超えて勤務した時間 時間額に100分の35（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の60）を乗じて得た額に当該時間の合計を乗じて得た額

(3) 前条第1号又は第2号に掲げる時間を超えて勤務した時間の合計が1か月につき60時間を超えた時間 前2号の規定にかかわらず、時間額に100分の50（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の75）を乗じて得た額に当該時間の合計を乗じて得た額

3 前項に規定する時間の合計に30分未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときはこれを1時間とする。

（報酬の支給）

第5条 条例第3条第1項に規定する管理者が規則で定める日は、同項に定める期間における勤務の翌月21日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前の日曜日、土曜日又は休日でない日）とする。ただし、次項及び第3項の規定を適用する場合には、この限りでない。

2 パートタイム会計年度任用職員が月の初日（任用の日が月の途中である場合は、その日）から末日までの期間の途中において離職し、又は死亡した場合は、前項に規定する日前に報酬を支給することができる。

3 パートタイム会計年度任用職員が、当該職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために報酬を請求した場合には、請求の日までの報酬を請求のあった日以降速やかに支給することができる。

第6条 条例第3条第2項に規定する管理者が規則で定める期間は、年次有給

休暇及び有給の特別休暇等の期間とする。

(通勤費の額)

第7条 条例第4条に規定する通勤に係る費用弁償（以下「通勤費」という。）の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、1か月につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 一般職職員の給与に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「給与条例」という。）第14条第1項第1号に規定する通勤手当の支給要件を満たすパートタイム会計年度任用職員 1日当たりの運賃に実勤務日数（勤務時間等規則第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「正規勤務時間割振り日」という。）及び勤務時間等規則第8条の規定により命ぜられた勤務時間のある日（正規勤務時間割振り日を除く。）の全部又は一部を勤務した日の日数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（ただし、通用期間1か月の通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）が発売されている交通機関等を利用する区間にあつては当該定期券の価額を上限額とする。）

(2) 給与条例第14条第1項第2号に規定する通勤手当の支給要件を満たすパートタイム会計年度任用職員 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 自転車（給与条例第14条第2項第2号アに規定する自転車をいう。以下同じ。）、普通自動車等（同号イに規定する普通自動車等という。以下同じ。）又は原動機付自転車等（同号イに規定する原動機付自転車等をいう。以下同じ。）を使用するパートタイム会計年度任用職員（イに掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） 自転車、普通自動車等又は原動機付自転車等の片道の使用距離に応じて別表第1日額の欄に掲げる額に実勤務

日数を乗じて得た額（ただし、同表に掲げる月額を上限額とする。）

イ 自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用するパートタイム会計年度任用職員又はこれらのうちいずれか二つを併せて使用するパートタイム会計年度任用職員 それぞれの片道の使用距離に応じてアに掲げる額を合算した額。ただし、その合計した額がそのパートタイム会計年度任用職員の自転車等（給与条例第14条第1項第2号に規定する自転車等をいう。以下同じ。）の片道の使用距離に応じた普通自動車等使用者（普通自動車等を併せて使用しない場合にあつては、原動機付自転車等使用者）に係る額を超える場合にあつては、当該額

(3) 給与条例第14条第1項第3号に規定する通勤手当の支給要件を満たす

パートタイム会計年度任用職員 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 給与条例第14条第1項第3号に規定する通勤手当の支給要件を満たすパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上であるパートタイム会計年度任用職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員 第1号及び前号に掲げる額の合計額

イ 給与条例第14条第1項第3号に規定する通勤手当の支給要件を満たすパートタイム会計年度任用職員のうち、第1号に掲げる額が前号に掲げ

る額以上であるパートタイム会計年度任用職員（アに掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） 第1号に掲げる額

ウ 給与条例第14条第1項第3号に規定する通勤手当の支給要件を満たすパートタイム会計年度任用職員のうち、第1号に掲げる額が前号に掲げる額未満であるパートタイム会計年度任用職員（アに掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） 前号に掲げる額

第8条 前条第1号に掲げる額の算出は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の通勤手当の支給に関する規則（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第10号）第6条及び第7条の規定の例によるものとする。

（通勤費に係る届出）

第9条 パートタイム会計年度任用職員は、新たに条例第4条の支給要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、若しくは通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合には、その通勤の実情を勤届（別記様式）により速やかに管理者に届け出なければならない。

（通勤費の届出に係る確認及び決定）

第10条 管理者は、パートタイム会計年度任用職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第4条の支給要件を満たすときは、その者に支給すべき通勤費の額を決定し、又は改定しなければならない。

（通勤費に係る支給の始期及び終期）

第11条 通勤費は、これを受けているパートタイム会計年度任用職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、通勤費の支給額の改定に係る第9条の規定による届

出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（通勤費の支給方法）

第12条 通勤費の額は、月の初日からその月の末日までの期間につき、第5条第1項又は第2項に規定する日に支給する。

（通勤費の事後の確認）

第13条 管理者は、現に通勤費の支給を受けているパートタイム会計年度任用職員について、その者が条例第4条の支給要件を満たしているかどうか及び通勤費の額が適正であるかどうかを通勤の実情を調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（期末手当の支給を受ける職員）

第14条 条例第6条第1項前段の規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職するパートタイム会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員とする。

- (1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされているパートタイム会計年度任用職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされているパートタイム会計年度任用職員をいう。）
- (3) 停職者（法第29条の規定により停職にされているパートタイム会計年度任用職員をいう。）
- (4) 基準日以前6か月以内の期間の全期間を勤務時間等規則第16条第2項第

6号に規定する特別休暇の承認を受けて勤務しなかったパートタイム会計年度任用職員

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしているパートタイム会計年度任用職員のうち、育児休業条例第7条第3項に規定する職員以外のパートタイム会計年度任用職員

(6) 勤務時間等規則第3条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間（以下「1週間当たりの勤務時間」という。）が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員。ただし、基準日又は基準日前1か月以内に1週間当たりの勤務時間が、15時間30分以上から15時間30分未満に減少した者で、基準日の属する年度において1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の任期の合計が6か月以上あるパートタイム会計年度任用職員を除く。

(7) 基準日の属する年度において、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の任期（給与条例等適用職員（給与条例の適用を受ける職員、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第6号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）として在職した期間を含む。）の合計が6か月未満のパートタイム会計年度任用職員。ただし、6月1日の基準日の場合にあつては、当該基準日の属する年度の前年度の12月2日から当該基準日までの全期間において1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員又は給与条例等適用職員として在職した者を除く。

第15条 削除

第16条 条例第6条第1項後段の規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員とし、これらの者には、

期末手当を支給しない。

(1) その退職し、又は死亡した日において第14条各号のいずれかに該当する
パートタイム会計年度任用職員であった者

(2) その退職の後基準日までの間において給与条例等適用職員となった者

第17条 基準日前1か月以内において条例の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員としての退職が2回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第18条 条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第14条第3号に掲げる職員として在職した期間、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員として在職した期間又はあらかじめ管理者から勤務を要しない期間として定められた期間については、その全期間

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしているパートタイム会計年度任用職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、

当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

- (3) 休職にされていた期間（次号及び第5号に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間
 - (4) 基準日における1週間当たりの勤務時間（以下「基準日勤務時間」という。）に比し短い勤務時間（育児休業法第19条の規定により1日の勤務時間の一部について勤務しない職員に定められた勤務時間を除く。以下「短時間勤務時間」という。）が定められた期間（第1号及び次号に掲げる期間を除く。以下「短時間勤務期間」という。）については、当該期間から当該期間に短時間勤務時間を基準日勤務時間で除して得た率（以下「短時間率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間（次号において「第4号により除算する期間」という。）
 - (5) 短時間勤務時間が定められ、かつ、第2号又は第3号に掲げる期間については、第4号により除算する期間並びに短時間勤務期間に短時間率及び2分の1を乗じて得た期間を合計した期間
- 3 公務傷病等（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項又は千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）第2条の2第1項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病をいう。以下同じ。）による休職者の期間については、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず除算は行わないこととし、同項第5号の適用については、同号中「第4号により除算する期間並びに短時間勤務期間に短時間率及び2分の1を乗じて得た期間を合計した期間」とあるのは「第4号により除算する期間」に読み替えるもの

とする。

第18条の2 育児休業条例第7条第3項の規則で定める期間は、勤務時間等規則第12条に規定する休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 第14条第3号又は第6号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（前条第3項に規定する期間を除く。）

第19条 基準日以前6か月以内の期間において、給与条例等適用職員が条例の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員となった場合は、その期間内において給与条例等適用職員として在職した期間を第18条第1項の在職期間に算入する。

2 前項の期間の算入については、第18条第2項及び第3項並びに期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第13号。以下「期末勤勉手当支給規則」という。）第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

（期末手当基礎額）

第20条 条例第6条第3項に規定する期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在、基準日又は基準日前1か月以内に1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上から15時間30分未満に減少した者で、基準日の属する年度において1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の任期の合計が6か月以上あるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日直近において1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上から15時間30分未満に減少した時点の前日現在）において次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬の額が日額で定められている場合 日額に別表第2の左欄に掲げる1週間当たりの勤務日数(勤務時間等規則第4条第2項又は第5条の規定により1週間ごとの期間について勤務時間が割り振られた日数をいう。以下同じ。)に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる1月当たりの勤務日数を乗じて得た額

(2) 報酬の額が時間額で定められている場合 時間額に1日当たりの勤務時間を乗じて得た額に別表第2の左欄に掲げる1週間当たりの勤務日数に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる1月当たりの勤務日数を乗じて得た額

第21条 条例第7条第1項前段の規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職するパートタイム会計年度任用職員(同条第4項の規定に基づき給与条例第27条の例により勤勉手当を支給しない者を除く。)のうち、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員とする。

(1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。

(2) 第14条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当する者

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしているパートタイム会計年度任用職員のうち、育児休業条例第7条第4項に規定する職員以外のパートタイム会計年度任用職員

第22条 条例第7条第1項前段の基準日以前6か月以内の期間において規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、勤務実績の評定に係る期間等を勘案し、管理者が定めるパートタイム会計年度任用職員とする。

2 条例第7条第1項前段の規則で定める期間は、第25条に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)については基準日以前6か月以内の期間とし、第28条に規定するパートタイム会

計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）については
給与条例等適用職員の例により管理者が定める期間とする。

第23条 条例第7条第1項後段の規則で定めるパートタイム会計年度任用職員
は、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員とし、これらの者には勤勉手当
を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において第21条各号のいずれかに該当する
パートタイム会計年度任用職員であった者
- (2) 第16条第2号に掲げる者
(勤勉手当の支給割合)

第24条 条例第7条第2項に規定する割合は、期間率に成績率を乗じて得た割
合とする。

(勤勉手当の期間率)

第25条 期間率は、基準日以前6か月以内の期間におけるパートタイム会計年
度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第26条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受けるパートタイム会計年
度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第14条第3号に掲げる職員として在職した期間、1週間当たりの勤務時
間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員として在職した期間
又はあらかじめ管理者から勤務を要しない期間として定められた期間につ
いては、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第18条第2項第2号ア及びイ
に掲げる育児休業を除く。）をしているパートタイム会計年度任用職員とし

て在職した期間

- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- (4) 勤務時間等規則第4条第2項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち勤務しなかった期間（次号から第7号までを除く。）
- (5) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間等規則第4条第1項に掲げる週休日及び勤務時間等規則第11条に掲げる休日のうち勤務日以外の日（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、管理者の定める期間を除く。
- (6) 第14条第4号に掲げる特別休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- (9) 短時間勤務期間については、前各号に掲げる期間を除き、当該期間から当該期間に短時間率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第27条 第19条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

- 2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間及び期末勤勉手当支給規則第12条第2項各号に相当する期間を除算する。

（勤勉手当の成績率）

第28条 成績率は、100分の205の範囲内で、管理者が定めるものとする。

(勤勉手当基礎額)

第29条 条例第7条第3項の勤勉手当基礎額は、第20条の規定により定める額とする。

(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第30条 条例第6条第1項及び第7条第1項に規定する管理者が規則で定める日は、期末勤勉手当支給規則第22条に規定する支給日とする。

(端数計算)

第31条 第4条の規定により報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 条例第6条第2項の期末手当基礎額又は第7条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

片道の使用距離	職員の区分	自転車等使用者		普通自動車等使用者		原動機付自転車等使用者	
		日額	月額	日額	月額	日額	月額
4km 未満		100	2,000	100	2,000	100	2,000
4km 以上 5km 未満		100	2,000	208	4,170	208	4,170
5km 以上 6km 未満		190	3,800	208	4,170	208	4,170
6km 以上 8km 未満		190	3,800	262	5,230	252	5,060
8km 以上 10km 未満		190	3,800	314	6,290	298	5,950
10km 以上 12km 未満		250	5,000	366	7,340	342	6,840
12km 以上 14km 未満		250	5,000	428	8,570	402	8,060
14km 以上 16km 未満		250	5,000	490	9,800	464	9,280
16km 以上 18km 未満		250	5,000	550	11,020	524	10,490
18km 以上 20km 未満		250	5,000	612	12,240	584	11,700
20km 以上 22km 未満		250	5,000	672	13,460	646	12,910
22km 以上 24km 未満		250	5,000	732	14,640	704	14,080
24km 以上 26km 未満		250	5,000	790	15,820	762	15,260
26km 以上 28km 未満		250	5,000	850	17,000	822	16,430
28km 以上 30km 未満		250	5,000	908	18,170	880	17,600
30km 以上 32km 未満		250	5,000	966	19,340	938	18,780
32km 以上 34km 未満		250	5,000	1,022	20,430	990	19,790
34km 以上 36km 未満		250	5,000	1,076	21,520	1,040	20,810
36km 以上 38km 未満		250	5,000	1,130	22,610	1,090	21,820
38km 以上 40km 未満		250	5,000	1,184	23,700	1,142	22,830
40km 以上 42km 未満		250	5,000	1,240	24,790	1,192	23,840
42km 以上 44km 未満		250	5,000	1,286	25,710	1,192	23,840
44km 以上 46km 未満		250	5,000	1,332	26,640	1,192	23,840
46km 以上 48km 未満		250	5,000	1,378	27,570	1,192	23,840
48km 以上 50km 未満		250	5,000	1,424	28,500	1,192	23,840
50km 以上 52km 未満		250	5,000	1,472	29,430	1,192	23,840
52km 以上 54km 未満		250	5,000	1,508	30,160	1,192	23,840
54km 以上 56km 未満		250	5,000	1,544	30,890	1,192	23,840
56km 以上 58km 未満		250	5,000	1,582	31,630	1,192	23,840
58km 以上 60km 未満		250	5,000	1,618	32,370	1,192	23,840
60km 以上 62km 未満		250	5,000	1,654	33,100	1,192	23,840

62km 以上	64km 未満	250	5,000	1,708	34,160	1,192	23,840
64km 以上	66km 未満	250	5,000	1,760	35,220	1,192	23,840
66km 以上	68km 未満	250	5,000	1,814	36,280	1,192	23,840
68km 以上	70km 未満	250	5,000	1,866	37,340	1,192	23,840
70km 以上	72km 未満	250	5,000	1,920	38,400	1,192	23,840
72km 以上	74km 未満	250	5,000	1,972	39,460	1,192	23,840
74km 以上	76km 未満	250	5,000	2,026	40,520	1,192	23,840
76km 以上	78km 未満	250	5,000	2,078	41,580	1,192	23,840
78km 以上	80km 未満	250	5,000	2,132	42,640	1,192	23,840
80km 以上	82km 未満	250	5,000	2,184	43,700	1,192	23,840
82km 以上	84km 未満	250	5,000	2,238	44,760	1,192	23,840
84km 以上	86km 未満	250	5,000	2,290	45,820	1,192	23,840
86km 以上	88km 未満	250	5,000	2,344	46,880	1,192	23,840
88km 以上	90km 未満	250	5,000	2,396	47,940	1,192	23,840
90km 以上	92km 未満	250	5,000	2,450	49,000	1,192	23,840
92km 以上	94km 未満	250	5,000	2,502	50,060	1,192	23,840
94km 以上	96km 未満	250	5,000	2,556	51,120	1,192	23,840
96km 以上	98km 未満	250	5,000	2,608	52,180	1,192	23,840
98km 以上	100km 未満	250	5,000	2,662	53,240	1,192	23,840
100km 以上		250	5,000	2,714	54,300	1,192	23,840

備考 一の勤務が午前0時を超えることにより連続する2日となるときの勤務日数は、1日とみなす。

別表第2（第20条関係）

1週間当たりの勤務日数	1月当たりの勤務日数
5日	21日
4日	17日
3日	13日
2日	9日

別表第3（第25条関係）

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別記様式（第9条関係）

通 勤 届

印旛郡市広域市町村圏事務組合 管理者 様

所属	職員番号	補職名	氏名
届出理由			異動年月日
<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 勤務地の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> その他			年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則第9条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

(事実発生日) 年 月 日 (提出日) 年 月 日

居住地住所	
勤務地住所	

	通勤方法（電車・車等の種別）		区間（駅名・バス停等の名称を記載）
	（電車・車等）	（会社名等）	
1			住居 ～
2			～
3			～
4			～
5			～

所属長記載欄	上記の事項について、確認した。	所属長	印
--------	-----------------	-----	---